

研究者等倫理委員会取扱要項

平成 20 年 5 月 29 日
要項

(趣旨)

第 1 条 この要項は、競争的研究資金の執行・管理に関する規程第 10 条及び研究活動の不正行為に関する規程第 6 条に基づき、名城大学（以下「本学」という。）における研究活動の公正性の確保、研究費の適正な使用及び研究者等の研究倫理に関する事項を審議するため設置する研究者等倫理委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 研究者等の研究倫理に係る基準に関する事項
- (2) 研究者等の研究活動の倫理及び競争的研究資金の執行・管理に係る教育・啓発活動に関する事項
- (3) 研究活動の不正行為防止に関する事項
- (4) 競争的研究資金の不正使用防止に関する事項
- (5) 研究活動の不正行為及び研究費の不正使用の調査及び判定等に関する事項
- (6) その他学長から諮問された事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する副学長（研究担当）
 - (2) 学長が指名する学部長 若干名
 - (3) 学長が指名する研究科長 若干名
 - (4) 総合研究所所長
 - (5) 学術研究支援センター長
 - (6) 学術研究審議委員会委員のうちから学長が指名する者
 - (7) その他、必要に応じ学長が指名する者
- ② 学長が指名する本学教職員以外で、専門的知識を有する者を委員とすることができる。
- ③ 第 1 項第 2 号、第 3 号、第 6 号、第 7 号及び前項の委員については、学長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 前条第 1 項第 2 号、第 3 号、第 6 号、第 7 号

及び第 2 項の委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

② 前項に規定する委員が欠けた場合の補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員長は、副学長（研究担当）をもって充てる。

② 委員長に事故あるときは、委員長が予め指名した委員が、その職務を行う。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長がこれを招集し、その議長となる。

② 委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席により成立する。

③ 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(意見の聴取)

第 7 条 委員会は、必要がある場合に委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(予備調査部会及び調査委員会)

第8条 委員会には、必要に応じて、予備調査部会及び調査委員会を置く。

② 前項の委員については、委員会で定める。

(学長への報告)

第9条 委員会において、議決を得た審議事項については、学長に報告するものとする。

(事務)

第10条 委員会に関する事務については、学術研究支援センターが分掌する。

附 則

この要項は、平成20年5月29日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年11月25日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年12月11日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。